

保在 第 1 0 2 1 号  
平成 2 4 年 3 月 2 9 日

福岡市保健福祉審議会  
委員長 石田 重 森 様

福岡市長 高島 宗一郎



障がい福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等について（諮問）

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」において、障害者自立支援法の改正がなされ、従来、厚生労働省令で定めることとされていた障がい福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等について、都道府県又は政令市等の条例で定めることとされております。

施行日は平成 2 4 年 4 月 1 日とされておりますが、法の施行の日から起算して 1 年を超えない期間内においては、厚生労働省令で定める基準を、条例で定める基準とみなす旨の経過措置が設けられており、福岡市においては、各事業者への周知期間の確保や円滑な運営基準等の導入のため、平成 2 4 年 1 2 月を目途に条例を制定し、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行したいと考えております。

つきましては、条例制定にあたり、障がい福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等について、貴審議会のご意見を伺いたく諮問いたします。